

令和6年11月8日

お客様 各位

大垣西濃信用金庫

相続財産管理人等の口座開設手数料の新設について

平素より当金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。

当金庫では、相続財産管理人等が手続のために開設する新規口座について、下記のとおり、口座開設手数料を新設いたします。

今後ともより一層のサービス向上に努めてまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 新設日

令和6年12月2日（月）

2. 対象口座（個人・法人を問いません）

- (1) 相続財産管理人口座
- (2) 相続財産精算人口座
- (3) 破産管財人口座
- (4) 不在者財産管理人口座
- (5) 上記の他、管理人口座として作成する口座

※破産管財人口座は、既存口座を破産管財人名義に変更する場合を含みます。

※上記対象口座は管理・精算が終了後に解約していただきます。

※名義変更しての継続利用はできません。

3. 手数料金額

口座開設1件あたり 16,500円（税込）

くわしくは、窓口までお問い合わせください。

以 上